

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

平成28年3月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長崎地区多目的共同利用施設	上越市大潟区長崎 58 番地 1	多目的ホール	85.90	平成 28 年 3 月 2 日

2 指定内容に異動のあつた施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
須川地域生涯学習センター	上越市安塚区須川 9005 番地	体育館	454.40 (旧 529.00)	平成 28 年 3 月 2 日
七ヶ地区コミュニティセンター	上越市柿崎区金谷 428 番地 1	大会議室及び小会議室 (旧会議室)	33.10 (旧 19.40)	
		集会室	122.90	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
高住多目的研修センター	上越市大字高住 996 番地 1	多目的ホール	132.00	平成 28 年 3 月 2 日
上越市柿崎上中山体育館	上越市柿崎区上中山 550 番地	体育館	448.00	